目子保第１１５１号

令和２年４月３０日

目黒区内の認可保育園・学童保育クラブ等に

児童が在籍する保護者の勤務先事業者　様

目黒区長　青木 英二

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための

保育園・学童保育クラブ等の休園について（依頼）

日頃より、目黒区の保育行政にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

令和２年４月７日、東京都に緊急事態宣言が発令されたことから、目黒区では感染拡大防止と区民の生命と健康を守ることを最優先とし、保育園、認定こども園、学童保育クラブ等の利用の制限を４月８日からお願いしてまいりました。

また、緊急事態宣言からおよそ２週間が経過し、利用の制限による対応が困難な状況となったことから、さらなる取組が必要と判断し、４月２２日からは休園とさせていただいたところです。

現在のところ、国による緊急事態宣言期間の延長について正式な決定はなされておりませんが、都内の緊急事態宣言が５月６日をもって終了する見込みは立っていない状況です。そのため、保育園・学童保育クラブ等については、緊急事態宣言が継続する限り、６月３０日まで休園を延長することといたしました。

対象施設につきましては、下記のとおりです。

事業者の皆様におかれましては、 認可保育園・学童保育クラブ等に在籍する児童の保護者の勤務について、人と人との接触を減らし感染拡大の防止を図る趣旨を踏まえて、引き続き特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

【対象施設】

認可保育園、区立こども園（中時間・長時間保育）、小規模保育施設、事業所内保育所、定期利用保育、認証保育所、家庭福祉員、学童保育クラブ、児童館（ランドセル来館事業）

以　　上

（担当）

・ 学童保育クラブ、児童館（ランドセル来館事業） に関すること

子育て支援課　児童館係 ０３－５７２２－８７０３

・ 認可保育園等に関すること

保育課　保育指導係 ０３－５７２２－９８６７

・ 区立こども園（中時間・長時間）に関すること

学校運営課　学事係 ０３－５７２２－９３０４